

平成29年8月1日

◎坂本（孝）委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時0分開会）

御報告いたします。三石委員から、所用のため本日の委員会を欠席したい旨の連絡が来ております。

本日の委員会は、出先機関等の調査事項の取りまとめについてであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程表によりたいと思います。

それではお諮りいたします。

日程については、先ほどのとおり行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 御異議ないものと認めます。

なお、取りまとめの項目につきましては、出先機関の調査をした中で課題と思われる項目を、一任いただきました正副委員長で選定いたしております。委員の皆さんには、項目について御了承願いたいと思います。

また出先機関調査の際、市町村から受けた陳情については、執行部からの措置状況等の説明と質疑したことを受けて、総務委員会から各市町村へ通知することといたします。

本日の委員会の審査の方法は、取りまとめ項目につきまして執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思いますので、よろしく願いします。

《総務部》

◎坂本（孝）委員長 最初に総務部について行います。

なお、原副部長から、公務のため本日の当委員会を欠席する旨の届け出が来ております。

〈情報政策課〉

◎坂本（孝）委員長 安芸市から要望のあった、「高知県共聴施設整備等事業費補助金の補助要件の緩和について」、情報政策課の説明を求めます。

◎小野情報政策課長 まず共聴施設について、御説明させていただきます。お手元の安芸市からの要望、右肩に枠囲みで安芸市要望（危機管理文化厚生委員会 受）と書かれた資料をごらんいただきたいと思います。

安芸市からの要望の現状の一段落目にも記載されておりますが、共聴施設とは地上波テレビ放送を集落で共同受信するための施設で、共聴施設は山間部などの地理的、地形的な条件により、家庭用アンテナでは良好にテレビ放送の電波を受信できない地域において、良好に電波を受信できる山頂などにアンテナを設置して、幹線や引き込み線といわれる有線を、その山頂のアンテナから各区に伸ばし、テレビ放送を受信する仕組みになります。安芸市を初め県内のほとんどの共聴施設は、住民の皆様が共聴施設組合をつくって管理さ

れております。

県では、テレビの難視聴対策として、この共聴施設の整備及び改修に対する補助を平成6年から実施しておりますが、平成6年以降に県の補助事業を活用している場合、再度の共聴施設の整備及び改修は補助事業の対象外としております。

安芸市からは、こうした平成6年以降に県の補助事業を活用した共聴施設においても、経年劣化等から老朽化に伴う改修が必要となってきたものの、少数世帯で構成する管理組合、共聴施設組合では自己資金が乏しく、県の補助対象外となるような共聴施設では安芸市の負担で改修を行う場合があります。課題に記載のように、地上テレビ放送の受信環境の維持は中山間地域を多く有する高知県において、県内共通の課題であることなどから、要望事項として、高知県共聴施設整備等事業費補助金の補助要件を緩和し、平成6年以降に当該補助金の交付を受けた施設であっても、補助対象とすることの要望をいただいております。

執行部の考え方、対応状況について御説明させていただきます。お手元の資料、青のインデックス総務部のついた総務委員会資料の1ページ、赤いインデックス情報政策課のついたページをお願いいたします。

県では、共聴施設の新設及び施設の老朽化に伴う更新の事業を、市町村または住民の自治組織（共聴施設組合）が行う場合、その経費の一部を補助しております。今後の更新の見込みですが、県内には500を超える共聴施設があり、老朽化に伴う更新が順次行われております。そのうち、NHK放送を良好に受信できない地域の共聴施設の更新を行う場合に、その経費の一部をNHKが負担するNHK共聴施設は、今後10年間で約120施設の更新が予定されているとお聞きしております。また、NHK放送以外のテレビ放送が良好に受信できない地域で、NHKの負担のない自主共聴施設につきましても順次更新が見込まれており、引き続き地上テレビ放送の難視聴対策に取り組んでいかなければならないと考えております。

このような中、共聴施設の老朽化更新に際して、法人格を有する共聴施設組合に対して市町村が補助する場合、過疎対策事業債等を活用することが可能ですし、県としては、今後更新を必要とする施設が一定数あること及び地上テレビ放送の難視聴対策だけでなく、本県の情報通信基盤の整備として不可欠な光ファイバーによる超高速ブロードバンドの未整備地域や、携帯電話の不感地域の解消といった課題に対して、重点的に投資していく必要があると考えております。

こうしたことから、限られた財源の中で引き続き補助事業を実施していくためには、現状どおり、これまで補助事業を実施してない共聴施設を優先して支援していくこととしたいと考えておりますが、県としまして、共聴施設を整備する際に、過疎対策事業債などの活用が可能となる共聴施設組合の法人格の取得に向けた市町村への助言等も、あわせて

行ってまいりたいと考えております。

以上で、情報政策課の説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 そうすると、安芸市の方がおっしゃっている地域については、過疎債が使えると判断してよろしいわけですか。

◎小野情報政策課長 共聴施設組合が法人格を有した場合になります。自治法の中でもそういった取得は可能でございますので、取得に向けて助言等行ってまいりたいと考えております。

◎吉良委員 可能だということですね、わかりました。

◎西森委員 500を超える共聴施設があるわけですけども、過疎債が活用できる組合、法人格を有しているところは、500のうち大体どれくらいあるんでしょうか。

◎小野情報政策課長 正確な数字はつかめておりません。現在、認可地縁団体という、町内会とか自治会が法人格を有することのできる団体がございますけれども、この団体の数としては、ちょっと前のデータになりますが平成25年4月で約300。これがイコールでは当然ないわけがございますけれども、一定数のそういった団体もございますし、共聴施設組合が、今後法人格を有することは十分可能だと考えております。法人格を取得していただいて、過疎債なんかを活用していただければ。当然、今まで補助を実施してない団体については、これまでどおり県で、市町村と一緒に補助を行ってまいります。かつて、そういった補助があった場合ということになるかと思えます。

◎西森委員 まだできてないところもあるということで、例えば、まだやってないところが設置する場合に、法人格を有してもらおうというのも、一つのやり方なのかなと思うんです。法人格を有しておれば、当然更新というのは必ずくるわけですので。過疎債がいつまであるのかという問題もありますけども、そのとき有しておいてもらって、そういうところに対して補助をしておく。そうすると、何年かたって更新をするとなった場合に、こういうもの使えますよという形で更新ができていくのかなと思うんですね。法人にすることに対しての、何かそこまでしなくてもみたいな意識が、それぞれの地域にあるんでしょうか。

◎小野情報政策課長 意識としてはちょっとあれなんですけど、既に共聴施設組合自体はございます。テレビ自体は、地デジ化の対応の関係で、全ての地域でテレビが見えるよう整えております。新たな整備は、基本的に新たな集落ができて、そこでテレビが見えない環境であれば、新たな組合もあり得るんでしょうけれども、今後は、ほとんどが既にある組合が改修するというものになってこようかとは思っております。既存のそういった共聴施設組合が法人格を有していただければ、過去に補助を実施しているところであっても、過疎債なんかを活用できる。繰り返しますけれども、過去にやってなければ、当然補助事

業の対象として支援はしていきたいと考えておるところでございます。法人格への移行に関しては、少しまだ十分把握できてないところがございます。

◎西森委員 法人格への移行というのは、何か面倒くさいとか、そんな部分があるんでしょうか。法人格になってないというのは、どういうものがネックに、法人格にならない理由はどんな感じなんですか。

◎小野情報政策課長 共聴施設組合の場合、過疎債を適用しないということであれば、特に法人格を有する有しないは関係ございませんので、これまで補助を受けたところは、法人格を要件とはしてございませんので、持っていなかったということになるかと思えます。この認可地縁団体は、一定規約等を定めて、市町村へ申請と聞いておりますので、そこらあたりが、ちょっと手間だと言われれば、一定そういったものに対して、助言はしていかなければならないと思っています。

◎西森委員 当然、法人格を有してなくて改修だとかしていくとなると、費用がかかる。それは組合で、共聴に参加している皆さんで出し合ってみたいな形になってると思うんですよ。だから、それぞれの皆さんの負担とかを考えると、やはり組合になってたほうが、過疎債とかも使えますよということを、どれくらい知られているのかは、非常に大事になってくると思うんで、その周知をどのように図っていくのかお伺いしたい。

◎小野情報政策課長 恐らく住民の方々は、市町村へ御相談をされると思いますので、まずは市町村の、テレビの補助事業担当課に対してこういった仕組みをきちんと周知をしていきたいと考えております。

◎西森委員 今回は安芸市から出てきているわけですが、そのほかの市町村から、こういった要望みたいな形ではなく、担当課としてそういう改修に関しても補助的なものがあったらいいよねという声は上がっていたんでしょうか。

◎小野情報政策課長 問い合わせとして1件だけ、過去に補助事業をしたところで、改修をというお話が、2年ほど前に情報政策課にございました。

◎野町委員 西森委員が言われたように、そういう知識は住民の方々ほとんどないですし、共聴組合といいましても、蓄えがそんなにあるわけではない。どうしても外にあるものから、災害で急にいかんようになる。その日から全くテレビが見えなくなるという事態が発生するわけです。そういう緊急的、あるいは災害時の対応について、この間も市長と一緒に話もさせていただきましたけど、そこら辺の検討はできないもんなんじゃないでしょうか。

◎小野情報政策課長 現在のテレビ難視聴対策の補助は、老朽化の更新でございますので、突然の災害で壊れて改修というのは基本的に想定しておりません。そういった災害対応をこの難視聴対策の中でどのように位置づけるのかは、少し検討が必要なのかなと考えているところがございます。

◎梶部長 災害で壊れた場合というのは、当然予想しなければならんことやと思います。

したがって、計画的に更新をしていただく必要があると、その更新を予定していたけれども災害で壊れたと。更新したばかりなのに壊れたということもあると思いますけれども、それも含めて更新、あるいは改修という位置づけで整理をしております。これは本県だけではなくて、共聴施設が災害で壊れた場合について、特別に国の補助ですとか、過疎債の充当率が変わるというものでもありません。我が県において特別に、災害の場合に着目をした仕組みを設けるというところまでは至っていないのが現状でございます。

◎野町委員 これは安芸の話だけではなくて、山間部でいうと共聴施設の工事費がやたら高かったりとか、いろんなことがあります。先ほど言われたように、超高速ブロードバンドも含めて、インターネットでテレビ見たらいいんじゃないかという話もあるわけで、将来的にはそうなるのかもしれませんが。先ほど西森委員が言われたように、過疎債が使えるような法人格を、小さな地区、あるいは多額の費用のかかるところには、やっぱり取っておいてもらわないと。今回うちの隣の地区のように、急にそうなって市町村に求めていったときに、いや市町村もそんなに予算はないですよというのが実は現状です。何とか今回はやってもらいましたが、多額の費用がかかる場合は、特にそうだと思います。そこら辺、また市町村への指導も含めて、法人格を取得しておくべき地区、あるいはその組合に対する御指導もぜひいただきたいなと思います。

◎梶部長 御指摘のとおり、各市町村に助言を、今回の委員会の状況も受けて対応させていただきたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《警察本部》

◎坂本（孝）委員長 続いて、警察本部について行います。

それでは「防犯カメラの設置について」及び「運転免許証の自主返納について」、本部長の説明を求めます。

◎上野本部長 それでは、資料に沿って御説明をさせていただきます。まず1項目目、「防犯カメラの設置について」です。

防犯カメラは、近年全国的に商店街などの公共空間や、銀行、商店、個人の住宅などに設置が進み、犯罪の抑止や捜査に大きな効果を発揮しております。県警察では、県民の安全安心を増進し犯罪の早期検挙を実現するため、街頭防犯カメラと子ども見守りカメラの設置を進めていますが、その現状について御説明申し上げます。

まず1種別ですが、ただいま御説明いたしましたとおり、県警察で設置を進めているのは街頭防犯カメラ、子ども見守りカメラの2種類です。街頭防犯カメラは、街頭犯罪の発生を抑止する目的で設置されるもので、道路や公園等の公共空間が画像の半分以上に映っていることとされています。子ども見守りカメラは、子供の通学路、遊び場等における安

全を確保する目的で設置され、公共空間を撮影いたしております。

2 設置台数については、まず街頭防犯カメラは平成23年度から整備を始めまして、多くの人が集まってにぎわう高知市の帯屋町商店街や追手筋等の繁華街、あるいは鉄道の駅などに全額を県費で負担したものが35台。2分の1の補助金を交付して設置されたものが28台。合計で63台が昨年度末までに設置をされました。

子ども見守りカメラは、少しおくれて平成25年度から設置されまして、子供が遊ぶ公園や通学路、小学校などに全額を県費で負担したもの53台。3分の2の補助金を交付して設置されたもの67台。合計で120台を昨年度末までに設置しております。

これらの市町村別の設置状況については、4ページになるんですが、市町村別防犯カメラの設置台数ということで、表を載せていただいております。こちら見ていただければわかるように、昨年度に土佐清水市、東洋町、北川村、仁淀川町、四万十町といったところに設置を広げたことで、現在24の市町村にカメラが設置されています。未設置の自治体は、表で合計のところはゼロとなっている、奈半利町など10町村となっております。

1ページにお戻りいただきまして、3番で管理及び画像データの取り扱いについて記載しております。県警の設置するカメラは、プライバシー保護の観点からその管理と取り扱いに明確な規程を設けております。

まず管理者について申し上げますと、県警で設置したカメラについては、全て第三者の団体に管理を委託しております。具体的には、街頭防犯カメラは設置地域の商店街振興組合の理事長や町内会長などで組織されます高知市中心街見守り協議会に。そして、子ども見守りカメラは、カメラを設置している各小学校区内の町内会長ですとか、PTA会長、それから地元の関係団体の代表者などで組織される子ども見守り協議会、これにそれぞれ管理を委託しております。

一方で、補助金を交付したカメラにつきましては、県警察ではない第三者、これは例えば街頭防犯カメラであれば、市町村、地域住民などで構成する地域安全協会ですとか、マンションの管理組合です。それから子ども見守りカメラであれば、市町村、町内会、PTAなど、こういう方が設置者になるんですが、この設置者が管理運営を行っています。これら設置者は、おのおのカメラの設置目的や管理の責任者、撮影された画像の保存利用制限等を盛り込んだ管理規程を策定しております。

次に2ページになるんですが、この規程に沿って、画像データの管理を行っています。具体的には資料記載のとおりですが、記録装置を収納する箱、これに2種類の鍵をかけております。一方を管理者の方が持っていただきまして、もう一方を警察が保管いたしております。これによりまして管理者の方、そして警察もデータをそれぞれ勝手には閲覧できないというような仕組みにしております。

画像データは安全管理を徹底するため、保存期間を1カ月以内としております。この保

存期間を過ぎましたら、自動的に新しいデータが上書きされて、古いデータは消去されております。そして、この画像データはプライバシー保護の観点から、利用が厳しく制限されております。警察を含め第三者が閲覧等できるのは記載の①から③、つまり刑事訴訟法等の法令に基づく場合とか、個人の生命、身体または財産に対する差し迫った危険があり、緊急かつやむを得ないと認められる場合。あるいは、捜査機関から犯罪捜査のための情報提供を求められた場合。こういった場合に限定をされております。

なお、閲覧等する場合には管理責任者宛てに申請書を提出し、管理者及び管轄する警察署長の合意を取るとしております。

このような街頭防犯カメラ等の効果については、4 効果に記載のとおり、犯罪抑止効果、それから地域住民の方々の安心感の確保、あるいは捜査への活用と、こういったものが挙げられます。

なお、昨年、県警察で補助金による防犯カメラを設置している市町村、団体事業者の管理者25人の方に対し、アンケートを実施いたしました。この中で、防犯カメラを設置してからの、設置場所周辺の治安の維持向上についてといった質問に対しまして、全員が効果があると思うといった回答を選択しておられまして、防犯カメラの設置効果が実感されているのではないかと考えております。

こういった街頭防犯カメラ等の設置上の条件、5 になりますが、まず大前提といたしまして、地域の方々からニーズがあるかどうか。そして、カメラの設置目的に合致する場所か、また設置に適した場所であるかどうか、こういったことが問われます。これにカメラ設置後適正に運用管理ができるかという管理上の観点を加えた3項目、これを設置の条件といたしております。これらの条件について警察では、地域の方々への丁寧な説明や、具体の設置場所に関する技術的な助言、さらにカメラの管理運営に係る規程作成への支援などに努めております。

最後になりますが、6 今後の取り組みについて御説明いたします。本年度は、補助金の交付によるカメラ、これを街頭防犯それから子ども見守り合わせまして、30台設置するための予算をお認めいただいております。既に郡部の自治体や団体等含めまして、設置予定台数を超える要望が県警察に寄せられております。今後、先ほど御説明いたしました設置の条件などに沿って、具体的に設置箇所の選定を進めてまいります。

3 ページになりますけれども、来年度以降につきましても、ことし3月に、高知県が策定いたしました第3次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画、これに基づきまして地域住民の皆様の要望等を踏まえながら、補助金事業を推進してまいりたいと考えています。また、防犯カメラの有用性を、比較的普及の少ない郡部でも実感していただくことも重要ではないかと考えておられまして、さらに広報、情報提供に努めるなど、防犯カメラの設置地域の拡大にも取り組んでまいります。

2項目目、「運転免許証の自主返納について」御説明を差し上げます。5ページをお開きいただきたいと思います。最初に1番、運転免許の自主返納制度、これについて御説明を差し上げます。

運転免許をお持ちの方が、身体の機能の低下などの理由により運転をやめよう、免許証を手放そうといったことを考えられた場合、申請によりみずから運転免許の取り消しを受けるといことができます。この申請は、運転免許センターのほか、各警察署等で行うことができます。県警察では加齢等で運転に不安のある方に対しまして、交通事故防止の観点から、この自主返納制度の御案内をいたしております。

県内の運転免許の自主返納者数は、制度が始まった平成10年以降、年間100人前後で推移しておりましたが、(2)に記載してありますとおり、平成24年ごろから増加いたしまして、近年では毎年200人から300人ずつ増加して、昨年は1,867の方が返納されております。本年上半期では、昨年の上半期を上回る1,325の方が自主返納されておられます。

自主返納された方の多くは高齢者であります。8ページの上段のグラフをごらんいただきますと、青色の棒グラフは県内の65歳以上の高齢者の免許人口。それから赤色の折れ線グラフ、これは高齢者の免許返納の数をそれぞれ示しております。棒グラフ、県内の高齢者の免許人口、これは年々増加していますが、増加のペースはやや鈍ってきているというところ。折れ線グラフ、免許を返納した高齢者数、これも年々増加していると、こういったことがおわかりいただけるのではないかと考えております。

5ページにお戻りいただけますでしょうか。2運転経歴証明書について、御説明を差し上げたいと思います。運転免許は、広く日常生活で身分証明書がわりに使われているという実態がございまして、このことは免許の返納をためらわせる一因になっているのではないかと考えられます。そこで、免許証を自主返納した方は公安委員会に申請していただければ、運転免許証にかわる運転経歴証明書の交付が受けられる制度がございまして。

この運転経歴証明書、これは運転免許と同一の形状をしておりまして、今まで保有した免許の種類ですとか、申請者の住所、氏名、生年月日と、それから本人の顔写真が載っておりまして、金融機関の窓口などで本人確認書類として使用が広く認められております。こちらの申請手数料は1,000円かかるんですが、運転免許センターそれから各警察署等で申請が可能です。

この運転経歴証明書の発行は平成14年から始まっております。先ほど御説明いたしました免許証の自主返納、これと同じように平成24年ごろから増加いたしております。昨年は1,783件です。本年上半期の発行数は、これも昨年の上半期を上回る1,251件でありました。

再度8ページをごらんいただければと思うんですけども。今度は下のほうの表になるんですが、65歳以上の高齢者の免許証自主返納者数、それから運転経歴証明書の発行数を示

しております。ごらんいただけるとおり、平成25年以降、運転免許証を自主返納した方のおよそ95%が、運転経歴証明書の発行を受けておられます。

6ページに戻っていただけますでしょうか。3 運転免許の自主返納に向けた取り組みについて、御紹介したいと思います。運転免許を自主返納すると、当然ですけれども車を運転できなくなることになるので、日常生活に支障を来すことが少なからずあろうかと存じます。そこで運転免許の自主返納をした方、主に高齢者を対象とするわけですけれども、自治体や商店等が移動支援を含む日常生活を支援する特典を付与するという取り組みを行っておられます。県警察としても、運転に不安のある方が免許を手放しても、安心して生活ができるといったことから、これらの支援策の継続それから拡充を働きかけさせていただいております。

自治体等が行っている具体的な支援の内容、こちら（2）に記載しておりますが、まずは公共交通機関による移動支援ということで、例えば土佐市ですと、自主返納した際にコミュニティバス乗車券、タクシー利用券、地元の商店街で利用できる商品券、こういったもののいずれか一つなんですけれども、受け取ることができると承知しております。それから四万十町では、免許証を自主返納すると、町の中心街からその方がお住まいの住居地までの距離に応じて路線バス等の利用券を差し上げると聞いております。また、とさでん交通では、自主返納された方の定期券の金額を、半額にするといったようなことを行っておられるようです。

その他、資料に記載のとおり県内各地域において、市町村や公共交通機関事業者等により利用券の交付、それから運賃の割引等の特典が付与され、返納後の公共交通機関の利用を支援しておられます。

それから運転経歴証明書の申請手数料1,000円ですけれども、これを補助するといった自治体もあると聞いております。具体的には土佐市、黒潮町、四万十市、それから交通安全協会の清水支部といったところでは、運転経歴証明書の申請手数料1,000円を補助することで、返納を後押ししていると承知しております。

さらに、返納者の日常生活の支援に係る取り組みで、各事業者では、運転経歴証明書を提示すると、商品や飲食代金の割引あるいは商品券の交付といった各種サービスを受けることができると聞いております。

最後に、4 今後の取り組みを御説明差し上げます。県警察では、運転に不安のある方には、免許証の自主返納をお勧めする立場から、資料記載の取り組みを行ってまいっております。

一つ目は広報啓発活動の強化ということで、ただいま御説明した運転免許の自主返納制度、それからその支援策については、まだまだ周知が十分ではないのかなと思っております。高齢者を対象とする交通安全教室ですとか、交通安全のための高齢者を対象とする個

別訪問の機会、それから県警察のホームページ、高齢者アドバイザー通信、市町村の広報紙、こういった広報媒体を活用するなどいたしまして、これら制度や支援の内容について一層の周知を図ってまいりたいと思います。

最後の7ページになるんですけども、二つ目が、これは窓口における各種の情報提供といったものでございまして、運転免許センター、それから警察署等において、運転免許を自主返納される、あるいは検討しておられると、そういった高齢者の方やその御家族等に対しまして、地域包括支援センターで受けられるサービスの紹介、それからデマンド型バス、タクシー、コミュニティーバスなど、各地域で行われている移動手段にかかる情報の提供、これを行うことで返納に伴う不安の解消に一定努めてまいりたいと思います。

最後三つ目として、自主返納を支援する取り組みの促進ということで、市町村ですとか公共交通機関、事業者等が行う自主返納の先ほど申し上げた支援策でございますが、これを一層充実されることを目指しまして、これら機関に働きかけを行い、自主返納がしやすい環境を整えてまいりたいと思います。

以上、防犯カメラの設置と運転免許証の自主返納について御説明を差し上げました。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 5ページの1の(2)でございます。平成28年度の1,867人のうちの高齢者1,792人ということでございますが、差の75人というのは、高齢者ではない自主返納者ということになりますけれども、この理由というか背景みたいなものを教えていただければと思います。

◎岡崎交通部長 高齢者以外に、例えば身体に障害があったり、病気であったりというような方々もおいでです。そういう方々にも、自主返納についての制度説明を行っておりまして、そういう方々からも返納される数なんかがこの差に含まれております。

◎前田委員 高齢者は65歳からの定義になっているので、障害、疾病並びに恐らく65歳未満でという方も入っているのかなと推測していたんですが、一方でその下段にあります自主返納と、あえて更新をせずにわざわざ自主返納することもなく、故意による失効とでもいうのか、そういう方々の実数はどれぐらい把握をされているのかなと思います。

◎岡崎交通部長 平成28年1年間で免許の更新時期の方が、県下で12万1,000人余りおいでです。それで更新をした方が11万人余り。それから自主返納した方が1,867人というこの数字。それ以外の1万1,000人ぐらいの方が、県内で未更新の方なんですけれども、この未更新の中には、県外に転出して県外で更新される方なんかも含まれております。委員御指摘のところのその数字、高知県で失効させた方についてはこの1万人余りの中に含まれておりまして、個別に現在出してない状況ですので、具体的な数字については申し上げることができません。

◎前田委員 おっしゃられたように、自主返納することによってさまざまな特典とかある

わけでございます。先ほどの御説明にありましたように、この1万人のうちの方で、その特典を知らないのか、知ってなのか、または面倒だったのかわかりませんが、いわゆる失効という形で、自主返納扱いにならない方を、一定補足しながら自主返納という形にもっていけるような取り組み、その対象者を明確にしていなとなかなか働きかけも難しいと思いますので、そこのところをぜひ取り組んでいただければと思います。

◎岡崎交通部長 わかりました。

◎明神委員 この運転経歴証明書の件ですけれども、金融機関の窓口等で、本人の確認書類として使用することができるということですが、この証明書、交付の日から何年間ぐらい有効ですか。

◎岡崎交通部長 これは一度発行してもらえば一生使えます。更新の年数等はありません。

◎西森委員 先ほど、更新のときに更新をしないという方、また、ここに数字で出てきている方とかは、途中で、免許のまだ有効期限があるけれども自主的に返納しますよという方も含まれているのかなと思うんです。返納するタイミングとしてはどんな感じなんでしょう。やっぱり、更新時に証明書を発行してもらおう場合が多いのかどうか。

◎岡崎交通部長 委員御指摘のタイミングというのが、具体的に更新時なのか、その途中なのかというのを期間でとったものはないんですけれども、一般的に多いのは更新が近づいてきて、更新のときに、特に高齢者であれば75歳以上が認知機能検査を受ける必要があるわけですけれども、認知機能検査を受けるのになかなか厳しくなったとか、いろんな広報等々がありますので、そういう中で自主返納しようかと決断される方もおいでだと思います。例えば、先ほど申しました体の具合が悪いという方々の相談も免許センターで常時受けておりますので、その際にも、そういうものがあるということをお伝えして返納していただくこともあると思います。

◎西森委員 運転経歴証明書なんですけど、返納したときには、その証明書は特に必要ないのかなということでもらってなかったけれども、何年かたってやっぱりその証明書が欲しい場合に、簡単に手続きすればもらうことができるんでしょうか。

◎岡崎交通部長 免許を失効してから5年以内であれば、経歴証明書を申請することができるようになっておりますので、直後に必要ないなと思っても、それ以降に必要だということになれば申請することは可能です。

◎西森委員 いろんな市町村、いろんな交通機関で支援策をやっておられるということですが、支援がある市町村とない市町村によって、その返納の割合に差があるのかどうか。この市町村は支援があるから、確かに返納がほかの市町村よりも多いねといった分析みたいなのはされているんでしょうか。

◎岡崎交通部長 自主返納について警察が行っている支援は、先ほど本部長が御報告したとおりですけれども、そういうもの以外にも、例えば県下の34市町村では、それぞれ補助

金等を用いてデマンドバスとかコミュニティーバス、タクシーへの補助を運用している事例があります。そういう中で返納するわけですけれども、委員御指摘の、支援をしている市町村だから多く返納しておるかについては、我々の資料で確認はできておりません。検証できておらない状況ですので、今後は、そういうものも把握しながら対応していく必要があるかと思えます。

◎西森委員 ぜひそこを、またそういう数値的なものがわかれば。例えば、タクシー券が出ているところは明らかに多いとかとなると、そういうものが実際返納するインセンティブというか、きっかけみたいな形になっていくというのが見えてくれば、この返納の進め方も、いろんな形でできていくのかなと思えますので、また調べてもらえればと思います。

◎岡崎交通部長 わかりました。

◎西森委員 防犯カメラの設置なんですけれども、県として設置している、また補助金を使って設置しているというのが、徐々に進んできていると思うんです。出先調査でも言わせていただいたんですけど、非常に自転車の盗難とかが多い駅とかへの設置は、これぜひ進めてほしいなという思いはあるんです。しかし県の予算だとか、補助金ではなかなか難しい。例えばJRなんかが進めてもらわないといけない場所もあろうかと思うんですね。そういうところに対して、ここは犯罪が多いということで、補助はできんけれども、ぜひ防犯カメラを設置してもらえないかとか、そういう働きかけみたいなのは、県警として行っているのかどうか。

◎依岡生活安全部長 県費予算で備品購入費としてつけていただいているのは、去年一応終わったんですけど、ことしもつけていただいております補助金を利用させていただいております。この補助金促進利用というのは、本部長からも御説明しましたけれども、基本的に県費で全ての県下のところへ賄うというのは困難な話です。各自治体とか、各住民の気運を高めて、自主的なもので設置してもらおうというのが現在の補助金の事業でございます。現在この補助金を使って、ことし30台分ありますけれども、そういうところをピックアップして、こちらからもアプローチしながら補助金でやって、あわせて、ここについては危険地帯なのでどうですかというお話を、各市町村、それから各会合でお話しをさせていただいておりますのは現実です。御指摘のように現在補助金、高いお金いただいておりますので、本来の目的に沿うように、今後もその設置に合わせて、そういう活動も、より積極的に進めてまいりたいと考えています。

◎西森委員 特に駅ですよ。自転車の盗難とか、設置されているだけで全然違ってくると思うんですよ。それはその場所の所有をしている人の設置ということになるわけですけど、ぜひ、そういうところに対して、強く働きかけをしていってもらいたいなと思えますので、よろしく願いいたします。

◎坂本（茂）委員 運転免許の自主返納の関係で、返納した後の、いわゆる生活支援の部

分というのは、おのずと限定されていて、これによって、全ての返納された方の移動の自由が全て確保されたりとかということにはなかなかないだろうと思うんですね。ある脳神経科のドクターに聞きますと、自主返納して車を運転しなくなった高齢者ほど、認知機能が後退するというお話もあるんです。そういう意味では、例えば健康長寿の政策を行っている部局と、この免許の自主返納者の高齢者の認知機能の後退の問題なんかについて、一度、意見交換をされたらどうかと思います。そのところ、ただ単純に進めるだけで果たしてどうなのかということもあるもんですから。そういう御意見も聞いたもんですから、その辺について、今までにも意見交換されたことがあるのか。もしなかったら、今後そういうことについて、意見交換されてみる考えはないのかどうか、お聞きしたいです。

◎岡崎交通部長 医師会とは、ことしの3月12日に改正道交法が施行されるに当たり、専門医等々をお願いする関係で、いろんな取り組みをしてまいりました。ですから県警と医師会との間では、いろいろの会合、研修会等々やってきた経緯があります。そこで委員御指摘の県の関係部局と、医師、警察、一緒になってやったことがあるかについては、県の高齢者福祉課、それから中山間の移動を支援する課、それぞれ県の課も独自の取り組みをやっている中で、三つの関係機関が一緒になって一度検討会を行っております。ですから、今後警察としましても、県の関係するところの取り組みと、我々警察として、例えば免許の取り消し等々執行していく機関でありますけれども、そういうところが連携をとりながら、我々もいろんな県なり、それから市町村の施策とか情報を仕入れて、それを県民に還元していく取り組みをしていく必要がありますので、まさに今後そういう連携を図っていく必要があろうかと思えます。

◎坂本（茂）委員 今までもやられているということなんですけど、今言ったような視点での医療機関側というか、そういったほうからの御指摘というのはなかったですか。

◎岡崎交通部長 あったかもわかりませんが、我々のところまでは届いておりませんでした。

◎坂本（茂）委員 その点についても一度話題にさせていただいて、御検討いただけたらと思います。

◎岡崎交通部長 わかりました。

◎坂本（孝）委員長 防犯カメラの件について、依岡部長にお聞きします。西森委員も言いましたけれども、防犯カメラの効果というのは本当に大事なもので、ことしも総務委員会で各署を回ったときに、署ごとに言わせてもらいました。去年も監査委員で回ったときに、ことし行ってない署でも言わせてもらいました。先ほど本部長の御説明の中で、今後郡部への設置も検討するというお話をいただきました。この1番最後の防犯カメラの設置台数の表を見ると、全部で60数台あるわけですが、このうち43台が高知市内へ集中しているわけですね。人口が多いから仕方ない部分もあると思えますけれども、四万十市とか、

郡部の市町村がゼロになっているわけです。防犯カメラの効用というのは、自転車の盗難ももちろん効果はあると思いますけれども、それだけでなく重大事故、重大事件の発生に対応するために、郡部の関係する団体とか、お店とか、銀行とか、そういうところへ設置する必要があると思うわけです。ここら辺、今後郡部のほうへは、具体的にどう設置していこうとお考えですか。

◎**依岡生活安全部長** 防犯カメラは、警察で非常に効果があると見て、現在の促進事業をさせていただいております。ちょっと回答が重複しますが、有用性につきましては、直接的な効果として、設置することによって犯罪抑止効果があります。ご指摘のように、犯罪がどこで起こるかわかりませんので、当然、中心街だけではなくて、ただ多いだけではなくて、やっぱり郡部にも必要であると。子供さんがおるところには、子供の犯罪があるということですから、基本的にそういうようなところ。それから間接的には、設置することによって防犯意識が向上して、防犯活動が活性して、結局犯罪抑止するという効果もあります。ということで、郡部のほうにも基本的には警察としてはつけていきたいという考えでおりますけれども、具体的には現在10カ町村、県下でついてないところがございまして。それで本山町とか、嶺北4カ町村ついてないんですけど、そういうようなところについては、全てつけていきたいと、近年の目標としては、全市町村へ全て設置をしたいということです。設置がされていないところ、もしくは設置が弱いところを、一つの優先順位として置いていくと。それプラス、街頭防犯カメラと子ども見守りカメラという目的から、街頭犯罪が多い場所、そして子供の声かけ事案の発生の多い、もしくは危険性のある場所をプラスアルファしながら、将来的には埋めていきたいと考えておるところでございまして。よって、本部の生活安全企画課もそうなんですけれども、前に出ていってまして。それから各署長も重きを置いて、各自治体、教育委員会、学校、きめ細かに回っていただいておりますので、そういう形で検討してまいりたいと考えています。

◎**坂本（孝）委員長** ぜひ、そういう形で進めていただきたいと思います。それで、補助金カメラにしても2分の1補助ということで、半分はつける側が出さんといかんわけです。県の予算にも影響してくるので、それはいいと思います。防犯カメラの重要性の認識を、どうやって団体、事業者に知ってもらおうかということがポイントになると思いますので、引き続いてしっかりやっていただけたらと思います。それと、県の予算が必要になってきますので、その設置計画に基づいてしっかりと請求していただいて、私たちもそれはしっかりとサポートしていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

《教育委員会》

◎**坂本（孝）委員長** 続いて、教育委員会について行います。

なお教育長から、病氣療養のため、本日の当委員会を欠席する旨の届け出がっております。

それでは教育次長、総括説明を求めます。

なお、教育次長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので御了承願います。

◎北村次長 総務委員会の皆様には、5月8日から6月2日までの間、県教育委員会が所管します県立学校及び出先機関、並びに市町村教育委員会が所管をしております小中学校の状況につきまして、現地において各学校や出先機関のそれぞれの課題に対する取り組みとともに、卒業生の進路状況や部活動の状況など、教育全般にわたるさまざまな質疑を行っていただくなど、学校現場の実情を詳しく調査をいただきました。

また、取りまとめ項目となっております「県立高等学校再編振興計画に係る特色ある学校づくりの取り組み」や、「中1ギャップへの取り組み」、「受動喫煙」、「教職員の研修」、「産業振興計画と連携したものづくりの人材の育成」などに関しまして、貴重な御意見をいただいております。これらの項目につきましては、後ほど担当課長から教育委員会の考え方などについて御説明をさせていただきます。

教育委員会では、今回委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、今後とも子供たちの持つ可能性を最大限に伸ばすことができる教育の実現に向けまして、全力で取り組んでまいります。委員の皆様には、今後とも一層の御指導をよろしくお願い申し上げます。

なお、6月定例会の総務委員会で御報告させていただきました、高知市中学校給食センターからの給食配送に関しまして、委員会からの御要請をいただき、高知市に対し、高知南中学校への給食配送について、これまで事務レベルでの協議を行ってまいりましたが、改めて検討をいただくよう要請をいたしております。高知市から回答がございましたら、それも踏まえまして改めて報告させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

〈高等学校課〉

◎坂本（孝）委員長 最初に、「県立高等学校再編振興計画について」及び「産業振興計画と連携したものづくり人材の育成について」、高等学校課の説明を求めます。

◎高岸高等学校課長 私からは二つの項目について説明をさせていただきます。

まず、「県立高等学校再編振興計画について」、特色ある学校づくりの取り組みについて、を御説明させていただきますので、お手元の資料の赤いインデックス、高等学校課の1ページをごらんいただきたいと思います。

県立高等学校再編振興計画におきましては、生徒や保護者の期待に応える教育活動の推進、魅力ある学校づくりや次代を担う人材を育てる教育環境の整備など、五つの視点を掲

げ、各校の特色づくりを進め、高等学校教育の質の維持・向上を図っているところでございます。

特色の一つとして、まず4年制大学等への進学を中心に行っている学校（新進学拠点校）での取り組みがあります。現在の取り組みといたしましては、進学合宿など大学進学に向けた生徒の意欲の向上、また大学進学に実績のある教員を招聘しての、教員の指導力向上のための校内研修等の取り組みを進めております。

その結果、2年次に進学合宿に参加した生徒が、東京大学でありますとか京都大学でありますとか難関大学へ進学をしたり、県内教員の教科の指導力を高める、いい機会になっていることなどの成果が見られているところでございます。

一方課題といたしましては、主体的・探求的な学習等にさらに取り組む必要がありますので、今後の方向性としては、進学合宿などについて、まず難関大、医学部受験、さらには新しい入試制度にも対応できるように、より効果的な内容になるよう検討を深めてまいりたいと考えております。

また、高知南中学校・高等学校での探求型学習プログラム、高知西高等学校でのスーパーグローバルハイスクール事業、高知小津高等学校でのスーパーサイエンスハイスクール事業や高知国際中・高校の国際バカロレアの認定に向けた取り組みなどを通して、主体的・対話的で深い学びの授業を県内全体に普及してまいりたいと考えております。

次に、もう一つの特色といたしまして、多様な学力・進路希望の生徒のいる学校の取り組みがあります。この取り組みにつきましては、二つの柱を立てて取り組んでおります。

その一つは、基礎学力の定着に向けた組織的な取り組みでございます。現在の取り組みといたしましては、学び直しのための科目の設定、学習支援員の配置の拡充、つなぎ教材の活用などがあり、その結果といたしまして、学び直しの科目につきましては、今年度から新たに1校を加えて、計6校で実施できるようになっております。また学習支援員は、割り当ての時間以上希望があるなど、基礎学力の定着に向けた取り組みを着実に進めているところでございます。

しかしながら、学び直しの科目については、さらに教科指導方法について研究をする必要があることや、学習支援員につきましては、郡部の学校において学習支援員の確保が難しい状況があるなどの課題があるところでございます。

今後の方向性として、基礎学力の定着に向けた、より効果的な事業展開等を研究しており、その手法を協議会等で全校共有できるようにしてまいります。また学習支援員につきましては、対象生徒の状況をしっかり把握しながら、きめ細かい指導を行うようにしてまいりたいと考えております。

もう一つの柱といたしまして、幅広い学力・進路希望に対応した組織的な取り組みでございます。現在の取り組みといたしましては、社会的自立のための進路支援プログラムを

実施すること。インターネット学習教材や、遠隔教育システムの活用などが挙げられます。その結果といたしまして、進路支援プログラムを通じて目的意識を持ち、社会性を育成するとともに、それを支える基礎学力の定着に向けても、生徒の実態に応じた実施ができていくことなどがあります。

また、インターネット講座の学習を学校だけでなく家庭でも積極的に行う生徒が見られたり、遠隔授業を通して生徒にわかりやすく説明するなど、授業改善にもつながっているなど、一定の成果が見られるところでございます。

その一方で、授業改善や教科会に対する取り組みが、まだまだ十分とは言えないことや、遠隔授業につきましては、文部科学省の指定が今年度までの3年間ということもありますので、これまでの研究成果を踏まえた今後の方向性を検討する必要があると考えています。

今後の方向性といたしまして、まず授業改善には「Basicガイドブック」を活用した授業づくりを進め、校内における教科会等をさらに充実を図ること。そしてインターネットツール有効活用を共有していくこと。また遠隔授業につきましては、文部科学省の指定期間終了となることから、30年度以降の事業継続についても要望していくなどを行ってまいりたいと考えております。

次に4ページをお願いいたします。もう一つの項目の、産業振興計画と連携したものづくり人材の育成について御説明をさせていただきます。産業系専門学科は、インターンシップを活用して実社会を体験する場を設けたり、企業や大学と連携して生徒の社会的・職業的自立を多角的にサポートしたりするなど、学校の教育活動全体を通じた取り組みをさらに充実させることで、本県の産業振興にも貢献できる人材の育成に取り組んでいるところでございます。

現在の取り組みといたしましては、大きく3点挙げておりますけれども、まず、地域産業を支える人材育成といたしましては、県内企業の理解や、職業観・勤労観を育成するために、職場見学、インターンシップを実施しております。

次に、高知県地域産業担い手人材育成事業におきましては、高等学校が地元企業等と連携を深め、地域産業の技術の継承や将来の担い手として必要とされる実践的な資質や能力を育成することを目標といたしまして、生徒の企業実習などの事業を実施しております。

また、第一次産業の担い手育成や、第一次産業の加工技術習得については、農地・担い手対策課の就農促進プログラムに基づきまして、就農のために必要とされる知識と技術を実践的に学び、将来の農業の担い手育成を目標に、最先端の技術を学ぶことができる施設での宿泊研修等を実施しております。

あわせて、食品等の加工技術習得につきましては、各学校における独自商品の製造、販売や地域と連携した商品開発など行い、加工産業の担い手として必要な技術力やコミュニケーション力を高める取り組みをしているところでございます。

次に課題といたしましては、まず県内産業の担い手育成があります。県内公立高等学校卒業生全体の県内就職率が、60.9%でありました。また、産業系を学ぶ高校の生徒の県内就職率は52.1%とあり、まだまだ低い状況でございますので、向上させる取り組みがさらに必要だと考えております。

次に、最新技術や実社会に即した技術・知識の習得の点におきましては、実社会に即した技術の習得や最新技術に対応した学習などがまだ不十分であること。そして、本県産業の技術の魅力と伝承という点においても、本県の産業や企業魅力を十分伝えることができていないことなどが挙げられます。

今後の方向性として、県や関係機関とさらに連携をした取り組みを充実させ、高等学校で学んだことを生かしながら、県内で活躍できる生徒の割合をさらにふやしていくこと。また社会に即した最新技術の習得が不可欠なものであると考えておりますので、計画的に施設設備の更新を進めるとともに、教員に対しましても、研修等を利用して最新技術に対応できる指導力を身につけさせること。さらに、高校1年時より職業講話、職業体験などを系統的に実施したり、共同研究や商品開発など地域の課題を解決する取り組みを推進することで、社会に必要な技術と地域貢献への意識を高め、地域産業の担い手となる人材を育成してまいりたいと考えておるところでございます。

高等学校課からは以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎加藤委員 非常にわかりやすい御説明をいただいたと思います。県の課題に対応して産業振興の人材を育成する取り組みは非常に大事だと思うんですけども、一方で、医師不足、福祉の担い手も大事だと思うんです。例えば、この医学部なんかは力を入れるということですけど、今どのぐらい県立高校から医学部に進学されてらっしゃるかは把握されてますでしょうか。

◎高岸高等学校課長 この3月の卒業生につきましては、医学部の進学がたしか3名だったと記憶をしております。この難関大学の進学合宿セミナーにつきましては、医学部も含めた指導をして、あるいは高知大学が進めております手術体験講座等もあるところなんですけれども、そういった医学部も含めた難関大学への進学、そして医療福祉系への進学についても、今後高めていきたいと考えています。

◎加藤委員 担当は変わりますが、私学ではどのぐらい進学されてらっしゃるかは、こっちで把握されてますか。

◎高岸高等学校課長 手元にデータがございませんので、また御連絡させていただけたらと思います。

◎加藤委員 わかりました。何が言いたかったかというと、生徒の希望をかなえる、保護者の期待に応えることは非常に大事なんですけれども、その反面でさっきおっしゃったよう

な、県の課題に対応していくということも重要な役割と思うんですね。医師不足は、いろんな施策でやっています。他県から来てもらうとか、高知大学に地元の枠をつくってやっているとか、いろいろやっていますが、基本的には地元の学生が医学部に行って、研さんを積んで帰ってくるとか、地元でお医者さんとして活躍するとか、そういう公立学校の果たしていく役割というのも、ある程度イメージを持っておくのも重要だと思うんです。ですから年間3名というのは、人口、学生数からして多いか少ないかは、例えば他県と比較をしてみるとか。医学部に限らずそういう戦略的な人材育成も、一方で必要なんじゃないかと思えますけど、そのあたりどう考えてらっしゃいますか。

◎高岸高等学校課長 県教育委員会といたしましても、毎年高知大学の医学部と連携協議会をもちまして、県内の公立高校の生徒の実態を共有させていただくとともに、県内の公立高校の何が弱いのか、どこが足りないのかという情報を共有しているところでございます。その上で、大学からも情報をいただきながら、医学部系の生徒の人材育成にも取り組んでおるところでございますが、委員の御指摘のように、まだまだ足りない部分があると思えますので、今後さらにそういった連携も深めながら、生徒の希望を実現できるように、取り組みを深めていきたいと考えております。

◎加藤委員 生徒の希望、保護者の期待がもちろん大事なんですけども、一方で先ほど来申し上げておりますように、ある種戦略的と言うと、教育に適しているかわかりませんが、高知県が発展していくために、どういう人材をつくっていくのかというのも、非常に大事な視点だと思いますので、また、そういう観点からも御尽力をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎土居副委員長 最新技術や実社会に即した技術、知識の習得ということが、一つ課題として挙げられて、その対策、方向性として、計画的に施設設備の更新を進めるということも挙げられているんですけど、例えば工業高校であるとか、農業高校であるとかいった場合は、その関連の設備等が学校にあることで、そういった施設の更新をする、またそれを使って教員等のスキルアップもつなげていくことが可能だと思うんです。技術にもいろいろあって、特に産業振興計画で一つの柱にI o T関連の推進といったことも挙げられて、非常にこれから重要な技術として打ち出されているわけです。こういったI o Tとか、インターネット関係については、特に個人の技術指導者の、そういったことが非常に大事になってくると思うんです。そういったことの指導ができる環境整備、特に今、全国でプログラミング教育がそういったところを指導していく上で非常に大事になってくると思うんです。こういった部分を、どうやって計画的に県内で進めていくのかが、すごい大事になってくるんじゃないかと思うんですけど、その点はどういう方向性におられるのか、お聞きしたいと思います。

◎高岸高等学校課長 プログラミング教育につきましては、それぞれの専門学科、例えば

工業科、商業科それぞれにおきまして、教科科目の中でプログラムを学ぶようにはなっておりません。あわせて教員の指導力の向上につきましては、高知工科大学でありますとか、ポリテクさんでありますとか、研修制度を充実して、派遣をして、戻ってきて、生徒たちに還元をしていくことも考えております。現時点として、IoTが高等学校現場でかなり進んでいるということではないんですけれども、時代の流れに応じた指導、支援についても、どんどん深めていきたいと考えております。

◎土居副委員長 そういった技術にできるだけ早いころから触れていくことも、非常に大事だと思うんです。今言われたのは高校ぐらいのレベルからの話なんですけど、それまでの取り組み、例えば小学校時代における、プログラムに触れていくような機会の提供、こういったことに対してはどうなんですか、小中レベルでの話なんですけど。

◎長岡参事兼小中学校課長 新学習指導要領でも、このプログラミング教育についてはうたわれております。そういった意味で本県についても、研究を進めていかないといけないと考えておるところです。実際には総務省等の支援とか、そして企業等の支援もあって、本年度においては土佐市で一部この研究に着手したところでございます。そういった結果をもとに、全体に広めてまいりたいと考えております。

◎土居副委員長 わかりました。新しい学習指導要領の流れで、全国におくれをとらないように、しっかり準備をお願いしたいと思います。

◎西森委員 私も去年だったでしょうか、水道関係、配管とかをやっている事業所から相談を受けたんです。今1番そういった事業所が悩んでいることは、実際現場で配管をしたりする技能者ですね。技術者はある程度いると、だけど実際に現場で働く技能者が非常に少ないんだという相談を受けるんですね。私も工業高校なんかに行って話を聞いたこともあるんですけれども、そういった配管科みたいなのは、高知県の工業高校の中にはないですね。事業所としては、普通高校から雇って、自分のところで1から教えていくみたいです。ただ、なかなかマッチングしなくて、やめていく生徒なんかもある現状も聞かせていただいたりもしたんです。その事業所の人が言っていたのは、本当に南海トラフ地震なんか起きたときに、現場でそういう作業する人たちがいないというのは、大変な状況になってくるんじゃないだろうかとこの話も聞かせてもらいました。高知高等技術学校には配管科があって、そういうところからも雇い入れるようにはしているけども、ということだったんですよね。ただ、先ほど言いましたように、工業高校にはそういった科なんかがないと。話を聞くと、どうしてもそういう配管科みたいな形でつくってしまうと、将来のその子の選択肢が狭まってしまうということであったり、そういった配管だけで教育課程が成立していくんだらうかという部分の課題なんかもあって、なかなか今の時代の流れというのは、どっちかというと昔は配管科なんかがあった高校も、なくなってきているという。そうすると、先ほど言いましたように、だんだんそういう人が少なくなっている現

状があるんですね。そのあたり教育委員会として、具体的に仕事を現場でやる技能者の確保に対してどういうお考えを持っているのかをお聞きしたいんですけど。

◎高岸高等学校課長 技能者の育成についても、非常に大事なことだと考えております。やはり工業高校が中心になろうかと思えますけれども、工業高校の中でも現在、委員から御指摘のあった配管科というのは高知県内にはないですし、あるいは全国的にも数が非常に少ないということも聞いております。しかしながら、そういった実際に現場で技術、技能を大事にしていくという職場はたくさんありますので、工業高校の教育課程の中で、基礎的な部分を扱えるところは扱っていくと考えているところでございます。例えば土木系の中でも、直接配管作業ということにはなりませんけど、配管するときに土木作業としてどういうことが必要であるとかいうような、基礎の部分は学習をすると聞いております。工業高校の中で技術、技能者の育成は、非常に大事な話だと認識をしております。

◎西森委員 例えば高等技術学校とかとの連携の中で、いろんな取り組みもできるのかなと思ったりもしています。本当に大きな課題なんですね。そういう課題があるということをごぜひ知っておいていただいて、いろんな人材育成に関しての取り組みを、ぜひしていただきたいと思いますと言望させていただきたいと思っております。

◎高岸高等学校課長 高等技術学校との連携については、現在でも高等技術学校の先生が工業高校に来ていただいて、例えば旋盤でありますとかいろんなところで技術指導をいただいておりますので、そういった今行っている連携をさらに深める取り組みを、今後も続けていきたいと考えています。

◎吉良委員 ここには出ていませんけれども、県立中学校のやり方について中村でも、それから安芸でも、現状を含めて意見を言わせてもらいました。中村では周辺の中学校の存続、それから安芸も地域の学校と言いながら、県立安芸中そのものが集めきれないということもあって、しかも、安芸市の公立中学校の統廃合も余儀なくされているということで、県立中のあり方そのものをもう1回検討し直す必要があるんじゃないかと私は思うんですけどもね。これは県立学校の再編振興計画の中に、きちっと位置づけていらっしゃると思うんですけども、やはりそこに対する地域の公立中学校との関連性とか、あるいはその中高一貫校なんかにおける、果たしてその中学校がそういう役割を果たしてきたのかということも含めて、今一度県教委としても検討し直すという時期になっているんじゃないかと思うんですけどもね。それについて、今後どのような検討を進めていくのかを、明らかに示していただきたいと思いますと思うんですけども。

◎高岸高等学校課長 現状といたしまして、何か方針が決まっているということではないんですけども、平成31年度から35年度までの後期の再編振興計画を、今年度から策定する動きをとっております。その中で委員御指摘のように、いろんな課題について地域からの御意見、御要望等を聞きながら進めていきたいと考えております。それぞれの生徒数の

減少でありますとか、地域の実態を把握しながら、今後、後期の再編振興計画策定に向けて検討を進めていきたいと思っております。

◎吉良委員 必ずその1項目を入れて、さまざまな方々の意見を、あるいは地元の地教委とも意見を交わしながら方針を決めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

◎高岸高等学校課長 地域の方々から意見を聞く場というのは、今後におきましても持っていきたいと考えております。そういった意見を踏まえて、検討を進めていきたいと考えております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈人権教育課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、「中1ギャップへの取り組みについて」、人権教育課の説明を求めます。

◎西内人権教育課長 それでは「中1ギャップへの取り組みについて」、それを改善するための小中の円滑な接続を中心に説明をさせていただきます。総務委員会資料、教育委員会の赤いインデックスの高等学校課の次でございます、人権教育課をお開きください。

まず、中1ギャップに関連する現状について、まず1現状と課題の下のほうに参考というところがございますが、そちらをごらんください。ここに平成27年度の、いわゆる国の問題行動調査の結果をお示ししております。不登校につきましては、小学校では学年が上がるごとに、少しずつ増加をしていくということでございますけれども、小学校6年から中学1年で一気に倍増しております。実は、このことはほぼ毎年の傾向でございまして、全国的な傾向でもございます。

こうした現状から、課題の一つ目といたしまして、小学校におきましては、依然として学級担任が課題を抱え込んでしまう状況があり、組織での情報共有が十分ではない。そのために小学校から中学校への引き継ぎということにつきましても、十分に行われていない場合があると考えております。また、学級担任制から教科担任制に移行するなど、小学校と中学校でのシステムや、あるいは環境の違いに戸惑ったり、あるいは集団生活になじめない、そういった生徒がいる。そしてそういった生徒の不安やつまずきを、学級担任等が十分に把握できていなかったり、また学級づくりや人間関係づくりにうまくつなげることができないといった、そういった状況もあるのではないかと考えております。こうした状況を踏まえまして、県教育委員会では予防、早期支援、対処のそれぞれの段階で取り組みを進めております。

2番の小中の円滑な接続に向けた取り組みをごらんください。予防の取り組みとして、まず小中連携の取り組みについて説明をします。PDCAサイクルに基づく開発的な生徒指導を推進するため、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業において、今年度は5中学校

区をモデル校区に指定いたしまして、生徒指導の視点での小中連携の研究実践を行っております。

具体的には小中合同によります支援会を実施や、児童生徒の頑張りを認める声かけを小中共通で実施をするなどに取り組んでおります。こうした取り組みを通じまして、指定校区において小学校6年から中1へ上がった段階で、自尊感情、規範意識などが大きく向上したこと、中学校入学後の新規の不登校生徒が減少するなど、一定の成果も見られております。

なお、ここにお示しをしておりますけれども、こうした成果を広げるために、県内の全中学校区から代表の教員に参加をしていただきまして、指定校での公開授業研修会を開催するほか、生徒指導主事会、また生徒指導担当者会等におきまして、この成果の普及を行ってまいりたいと考えております。

二つ目は、引き継ぎシートを活用した取り組みです。個々の新入生の学習や生活の状況等について、小学校の担任と情報共有の場を設けている中学校などもございます。そして、より円滑に中学校生活につなげるため、特別な支援が必要な子供の課題や、その子供に対して小学校で行ってきた指導や支援などを記載いたしました、引き継ぎシートを活用する取り組みも年々進んでおりまして、平成28年度は41の中学校区で実施しております。今後も引き継ぎシートを活用した小中連携が進むよう、市町村教育委員会等へ働きかけてまいりたいと考えております。

三つ目の取り組みは、中1仲間づくり合宿の実施でございます。最初の現状と課題のところでも説明をしましたように、中学校入学後に不安を抱いたりつまずいたりする生徒というのは少なくありません。こうした課題を改善するため、生徒同士や生徒と教員との信頼関係を築き、生徒たちが温かな人間関係の中で安心して過ごすことができる学級を目指して、特に中学校入学後の早い時期に仲間づくり合宿を実施しております。平成27年度は県全体の約4割に当たります、44の中学校が実施しております。

合宿では、スポーツや野外レクリエーションなどさまざまな活動を通じて、生徒同士や教員との交流が深まっており、実施後に行いました生徒へのアンケートでも、合宿についての肯定的な意見というものが大半を占めております。また教員からも、合宿がその後の学級経営につながったという声も多く聞いております。なお、合宿を希望する学校が年度始めに集中しましても、日程を調整していただければ、青少年教育施設での受け入れはできますので、今後も仲間づくり合宿に活用していただきたいと考えております。

次に、早期支援の取り組みについてでございます。その一つ目は、校内支援会の実施充実でございます。課題のある児童生徒をチーム学校として支援をしていくため、校内支援会を開催します。以前から多くの学校で支援会が実施をされておりましたが、今年度からは県内全ての小中高特別支援学校において、スクールカウンセラー等が参加した、より充

実した校内支援会を定期的に開催することとしております。その徹底を図るため、校内支援会の進め方や、支援のポイントなどをまとめましたリーフレットを作成し、全教職員に配布をいたしました。あわせまして年度初めに、小中そして県立学校の校長会等でその周知を図ってまいりました。また、小学校10校を重点的に支援するとともに、校内支援会の効果的な取り組み事例を蓄積しながら、県内への普及、あるいは次年度以降のさらなる充実につなげてまいりたいと考えております。

二つ目は、不登校対応マニュアルの周知でございます。特に不登校を生じさせない早期支援を図るため、教職員用の不登校対応マニュアルを作成し周知を図っております。

最後に、対処の取り組みとして、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めております。先ほどの校内支援会の充実とも関連をしますが、学校だけでは解決が困難なケースや、より専門的な知識、技術が必要なケースが多くあり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのニーズというのはますます高まっております。そうした状況を踏まえまして、今年度、スクールカウンセラーにつきましては、県内全公立学校に配置をいたしました。あわせまして課題の大きい6市の教育支援センターに、アウトリーチ型のスクールカウンセラーを配置しております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、各ブロックにチーフスクールソーシャルワーカーを配置するなど、県内全市町村を支援できる体制を構築いたしました。

以上、予防、早期支援、対処の取り組みを着実に進めながら、中1ギャップの改善につなげてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 引き継ぎシートだとか、いろいろ工夫をなさっています。基本的には、御存じだと思いますけれども時間的な保障が必要なんですね。特に小中学校の連携の中で、卒業生を当該地域の学校に誰がどう行くのか。その子がどういう生育歴を持っている状況なのか、あるいはその友達関係はどうなのか、親御さんの状況、家庭環境も含めて、小学校の高学年の先生と受け入れる学校との密な相談する時間が必要なんです。大変な状況の中で、そこそこにやってるんじゃないかって、私は思うの。受け入れる側でその子の特徴も含めて、じゃあクラス編成をどうするのかというところも踏み込んで、どの子とどの子を合わせるのかを含めて、きちっと、よし、これでクラス編成もできるねというところまで持っていくのが非常に大事だと思います。私立学校へ児童が抜けますので、私立学校の試験が済んだ後、極めて時間的、物理的な困難もあるかと思っておりますけれどもね。それについて何らかの手だてをしていくことも必要じゃないかと思うんですけどもね。そこら辺についてはどうお考えですか。

◎西内人権教育課長 引き継ぎを行うに当たりまして、いろんな意味で円滑にできるよ

うな形は必要だと思っております。先ほど説明をいたしましたけれども、引き継ぎシートも、より具体的で中身のしっかりしたものをやることによって、時間を短縮しながら引き継ぎがしっかりできる、そういったものをさらに構築していく必要があるかと考えております。

◎吉良委員 やっぱり十分な時間を先生方に保障していくことを前提にして、取り組みを進めていかないと、このシートも結局形だけで終わるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそこはよろしく願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈保健体育課〉

◎坂本（孝）委員長 次に「受動喫煙について」保健体育課長の説明を求めます。

◎山本保健体育課長 「受動喫煙について」御説明をさせていただきます。お手元の資料の赤いインデックス、保健体育課の1ページをごらんください。まず、受動喫煙防止対策の現状について御説明いたします。

文部科学省の依頼により、平成29年5月現在の受動喫煙防止対策について調査しましたところ、本県の全ての公立学校において受動喫煙防止対策がとられているという結果となっております。

受動喫煙防止の対応の内容としましては、学校敷地内全面禁煙65.8%、建物内全面禁煙30.2%、建物内分煙措置は4%となっております。このうち県立学校においては、学校敷地内全面禁煙59.5%、建物内全面禁煙40.5%、建物内分煙措置は0%です。

次に、これまでの取り組みについてですが、本課では毎年、学校における分煙状況及び喫煙防止教育に関する調査を実施し、各学校の受動喫煙防止の実態把握を行い、集計した結果を返すことにより受動喫煙防止対策についての周知を行っております。また、受動喫煙防止対策に関する通知により、県立学校や市町村教育委員会に対し、その周知の徹底を図ってまいりました。

1番最近の通知としましては、平成28年9月に「学校敷地内禁煙の実施について」を通知し、県立学校は原則敷地内禁煙とし、やむを得ない事情により学校敷地内禁煙が困難な学校においては、生徒、教職員への受動喫煙の影響を受けない場所、児童生徒の目に触れない場所の両方に合致した1カ所をあらかじめ指定し、県教育委員会に届け出ることといたしております。市町村教育委員会に対しましても、同様に対応していただきたい旨を通知したところでございます。

受動喫煙防止対策の課題といたしましては、県立学校においては、通知に沿った受動喫煙防止対策が全ての学校で実施されているものの、市町村においては取り組みに温度差があり、市町村教育委員会への働きかけを工夫する必要があることです。

今後の取り組みとしましては、県立学校においては、学校訪問等の際に分煙場所を確認

し実施状況を把握していきます。また、市町村教育長会等において、引き続き受動喫煙防止対策の趣旨について周知してまいります。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、厚生労働省が設定を検討しております、敷地内禁煙法制化の動きを注視しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

保健体育課からの説明は以上です。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

受動喫煙について、去年県内を回っているときに、一部の地域から情報があったわけです。そのときに聞いたところでは、市町村の教育委員会、教育長になると思いますけど、そこが、こうした県の意向をしっかりと受けとめてもらえないという意見も出たわけですが、現在はこの受動喫煙に関してはどんな状態でしょうね。

◎山本保健体育課長 市町村教育委員会における受動喫煙防止対策、先ほど温度差があると説明させていただきましたが、県教委と同じ形で各学校に市町村教委として通知を出しているというところがあります。例えば、敷地内全面禁煙の措置を求めているところが15市町村。建物内に限って全面禁煙措置を求めているところが7市町村。建物内に禁煙場所を設置し分煙を求めているところが1町ございます。これにあわせて、各学校の判断に任せているといった市町村が12市町村ありますことから、基本的には学校に任せるのではなく、市町村教委がイニシアチブをとってしっかりと指導していくように、この12市町村に対しては積極的にアプローチをしてまいりたいと考えております。

◎坂本（孝）委員長 ぜひ、特に子供への受動喫煙ですので、しっかりと体制をとっていただきたいと思いますので、お願いします。

質疑を終わります。

〈教育政策課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、「教職員の研修について」、教育政策課長の説明を求めます。

◎酒井教育政策課長 「教員の研修について」御説明をさせていただきます。お手元の資料の赤いインデックス、教育政策課のページをごらんください。

まず1点目は、若手教員の育成についてでございます。教育センターでは、ベテラン教員の大量退職に伴い、今後ますます若手教員の育成が重要になってくるという中長期的な見通しのもとに、研修内容の充実と学校現場でのOJTの強化との両面で、若年教員の資質向上を図る取り組みを進めているところでございます。

一つ目の研修の充実につきましては、人材育成目標として、高知県の教員スタンダードを学校と共有しながら、初任者に対しては、基礎的な学級経営力でありますとか、学習指導力などの育成に向けた初任者研修を年間18日程度実施し、採用2年目から4年目の教員に対しては、より実践的な指導力やチームマネジメント力の定着を図る研修を実施しております。

さらに採用前においても、臨時的任用教員に対する年3回の研修でありますとか、採用候補者への採用前講座を開催しているところでございます。これらの研修に加えて、自己研さんに活用できるオンデマンド教材の配信や、若年教員必携ファイルの事前配布なども行っております。

二つ目の、若手教員のOJTを支援につきましては、9名の若年教員育成アドバイザーのうち4名を各教育事務所に配置し、初任者配置校への学校訪問を通じて若年教員への指導や学校の指導体制への助言を行っております。また現場で若手への指導を担う中堅教員や管理職員に対するさまざまな研修においても、OJTの活性化につながる講義等を組み込んでいるところでございます。

しかしながら、(2)課題にありますように、今後さらに若年教員の増加が見込まれる中、学校現場からは社会性を初め、児童生徒を理解する力や保護者との関係づくりなど、基本的なコミュニケーション力が十分に身につけていない若手教員が多く見られるという声もお聞きしております。教員としての基礎的な資質を高めていく取り組みが一層求められるものと考えております。

このため、今後の取り組みといたしましては、教育センターが行う研修と学校現場におけるOJTとの両輪で、若年教員の育成に相乗効果をもたらす取り組みを充実してまいります。具体的には、若年教員を直接指導いたします初任者研修指導教員及び初任者研修教科指導教員への研修を充実し、教育センターと現場での指導者とが考え方を共有した上で、研修によるOff-JTと学校現場でのOJTとの接続の強化を図ってまいります。あわせて若年教員育成アドバイザーによる訪問指導や、オンデマンド教材の配信などの取り組みを一層充実し、若年教員の資質・指導力の向上に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

また本年度は、教育公務員特例法の改正に伴いまして、教員の資質向上に向けた育成指標や指標を踏まえました研修計画を策定することとしております。高知大学や校長会なども参画いたしましてその内容を協議いたします教員育成協議会がでございます。その場におきましても、より実践的で成長段階に応じた体系的な研修について検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2ページ目をごらんください。教員の大学院派遣についてでございます。現在、本県の教育課題に対応できる教員の人材育成を図るため、表に記載のとおり高知大学大学院でありますとか、鳴門教育大学教職大学院などに昨年度は25名、今年度も25名の現職教員を派遣しているところでございます。また来年度につきましては、高知大学に教職大学院が開設される予定でございますので、こちらに10名程度の中堅教員の派遣を計画しているところでございます。

この派遣制度を全ての教員に知っていただくための取り組みとしまして、例年7月ごろ

に全市町村に募集案内、派遣要綱をお送りし、ホームページにも掲載するなどしまして周知を図り、希望者を推薦していただいているところでございます。さらに本年度は、4月の市町村教育長会議や地区別校長会におきましても、高知大学教職大学院の開設や派遣制度につきまして説明をさせていただき、管理職員に対して直接制度の周知に努めてまいりました。なお来年度の派遣につきましては、高知大学教職大学院の設置認可の動向を見きわめながら募集案内を行う予定としております。

本制度の課題といたしましては、1、2年間の長期にわたり学校現場を離れることへの抵抗感や費用負担の問題などから、学ぶ意欲がある方が自発的に手を挙げにくいといった状況が見られるため、こうした方々を後押しする手当が必要であると考えております。

今後の取り組みといたしまして、意欲のある教員が1人でも多く手を挙げやすい環境を整えるために、本年度より、派遣先のコースや派遣中のサービスの取り扱い、給与や費用負担などの基礎的な情報をわかりやすくお示しをいたしました募集案内を新たに作成いたしまして、来年度から教職大学院を開設する高知大学とも連携をしながら、幅広く周知を行ってまいりたいと考えております。

あわせて、本県の教育課題の解決につながる学びを後押しする観点から、派遣コースや費用負担などの見直しを行いまして、特に県教育委員会といたしまして、重点的に派遣を推進していく教職大学院などへの就学に対しては、予算の範囲内で授業料等を県が負担するといった取り扱いを検討しているところでございます。

さらに、こうした制度の周知や環境整備はもとより、意欲的に自己研さんに取り組む教員の育成も重要と考えております。チーム学校における教員同士の学び合いの仕組みの構築を推進していくことなどを通じまして、みずからの指導力の向上や授業改善に向けて、大学院での学びに積極的な姿勢を持つ教員の増加につなげていきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上です。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の委員会を閉会いたします。

（11時52分閉会）